

所有権の差押登記嘱託書（オンライン庁）の例



登 記 嘱 託 書

登記の目的 差 押

原 因 平成17年3月7日 税務署差押（注1）

権 利 者 財 務 省（注2）

義 務 者 郡 町 34番地
乙 野 花 子（注3）

添付書類
登記原因証明情報（注4）

平成17年3月10日嘱託 法 務 局 支局（出張所）

嘱託者 県 税務署長
税 務 太 郎 印（注5）
連絡先の電話番号 00 - 00000 - 00000（注6）

登録免許税 登録免許税法第5条第11号

不動産の表示（注7）

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3（注8）

所 在 市 町一丁目

地 番 2 3番

地 目 宅 地

地 積 1 2 3 . 4 5平方メートル

* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、嘱託内容に応じて書き直してください。（別紙）や（注）は、記載しないでください。

解説

- (注1) 登記原因とその成立年月日を記載する。登記原因は、どこの徴税官署がする滞納処分による差押えであるかを特定する。また、原因の日付はその差押の決定日を記載する。本例は、税務署が国税の徴収官署ととして滞納処分による差押をすることから、その差押の決定日をもって「平成17年3月7日 税務署差押」のように記載する。
- (注2) 国税の場合の登記権利者として、所管省庁名を記載し、地方公共団体の税の場合の登記権利者としては、その地方公共団体名を記載する。
- (注3) 登記義務者である登記名義人（滞納者）の氏名又は名称及び住所を記載する。この記載は、登記事項証明書の記載と一致している必要がある。
- (注4) 登記原因証明情報として、差押調書（謄本）を添付する。
- (注5) 登記囑託者を記載する。
- (注6) 囑託書の記載事項等に補正すべき点がある場合は、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記載する。
- (注7) 登記の囑託をする不動産を、登記事項証明書の記載のとおり正確に記載する。
- (注8) 不動産番号があるときは、これを記載すれば、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができる。

登記完了後、囑託者に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知します。